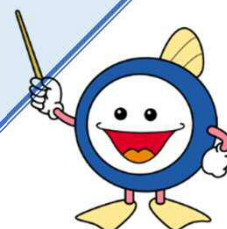


三豊市からのお知らせ

農業・漁業集落排水
市設置合併浄化槽 をご利用のみなさまへ

2020年4月より
生活排水処理（下水）使用料が統一になります。



◆現在「農業・漁業集落排水地域」と「市設置合併浄化槽」で異なる『使用料金』等について、統一（改正）することになりましたので、その内容をお知らせします。◆



使用料改正の背景

三豊市においては、現在、集落排水地域は「人頭制」、市設置浄化槽は「人槽制」を採用していますが、生活排水という同一行政サービスであるため、統一した料金体系を構築することとしました。

◇ 使用料の計算方法 ◇ （消費税10%で計算）

下記の計算式により毎月の生活排水処理の使用料は決定します。

生活排水処理使用料 = ① 基本料金 + ② 定額制料金 + ③ 消費税

【一般家庭】3人家族の場合

- ① 基本料金 1ヶ月 2,000円
- ② 定額制料金（人頭制料金） 1人あたりの単価 600円 × 3人 = 1,800円
- ③ 消費税 (① + ②) × 10% = 380円
- 使用料 ① + ② + ③ = 4,180円

- 定額制料金（人頭制料金）とは、各家庭の世帯の人数によって料金が賦課される料金体系です。使用人員は4月1日を基準とした住民基本台帳、外国人登録台帳の人数になります。ただし、中途加入の場合は加入時の人員となります。使用人員に異動が生じた場合は、必ず届け出てください。

◇ 適用時期について ◇

改正後の使用料金は、2020年4月分（4月末引き落とし分）から適用します。

◇ 長期間、使用しない場合について ◇

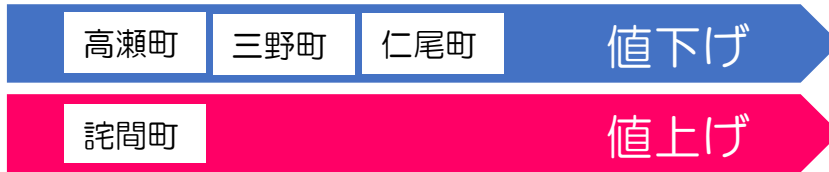
引っ越しや長期療養中のための不在など長期間生活排水サービスを使用しない場合は、事前にご連絡ください。水道を休止することを条件に当該料金を請求しません（一時使用中止）。なお、使用再開日が決まりましたら事前にご連絡ください。詳しくは環境衛生課までお問合せください。

◇ 集落排水施設使用料について ◇

- ◆「高瀬町」「三野町」「仁尾町」「詫間町」の集落排水処理施設使用料を統一します。
- ◆料金体系は従来通り、『人頭制』です。

◎改正後の使用料

農業集落排水地域・漁業集落排水地域の一般家庭

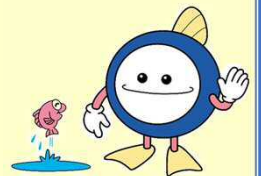


事業所・企業等

新たに建物の面積等による人槽別の料金を定め統一します。

2020年4月
使用分より

市内統一料金
になります。



◇ 市設置浄化槽使用料について ◇

- ◆「高瀬町」「三野町」の方が対象です。
- ◆料金体系が『人槽制』から『人頭制』へ変更となります。
使用料金が使用人数により変わります。

◎改正後の使用料 浄化槽地域の一般家庭



事業所・企業等

新たに建物の面積等による人槽別の料金を定め統一します。

◇ 2020年4月以降統一料金 使用料金表（単位円/1ヶ月につき、消費税10%） ◇

【一般家庭】

区 分	一般家庭	
	使用人数	新料金
農業集落排水地域 漁業集落排水地域 市設置浄化槽地域	0人	2,860
	1人	2,860
	2人	3,520
	3人	4,180
	4人	4,840
	5人	5,500
	6人	6,160
	7人	6,820
	8人	7,480
	9人	8,140
	10人	8,800

使用人数や納付に関すること、
その他、ご不明点などございましたら、
お気軽に下記連絡先までお
問合せ・ご相談ください。

お問い合わせ先 三豊市

市民環境部
環境衛生課

0875-73-3007

【事業所・企業等】

事業所等（併用住宅・その他）		
高瀬町 三野町 仁尾町 詫間町	設置浄化槽 処理対象人員	新料金
	1～4人槽	3,300
	5人槽	3,630
	6人槽	3,960
	7人槽	4,290
	8・9人槽	4,620
	10人槽	5,280
	11～15人槽	6,380
	16～20人槽	7,590
	21～25人槽	8,690
	26～30人槽	10,230
	31～40人槽	13,420
	41～50人槽	16,610
	51～60人槽	34,100
	61～70人槽	37,400
	71～80人槽	40,700
	81～90人槽	44,000
	91～100人槽	47,300
	自治会館	3,300

